

2024年1月度留学生説明会 卒業後の在留資格について

今回は、みなさんの卒業後の進路に応じた在留資格の変更または更新について説明します。卒業後に就職活動を継続するための在留資格についてなどが含まれますので、よく理解してください。

1. 卒業後の在留資格について

(1) 卒業後帰国する場合

帰国の準備などのために、在留資格「留学」の期限が過ぎても日本にしばらく滞在しなければならない場合は、すぐに「留学」から「短期滞在」など、適切な在留資格に変更してください。この場合、申請できる滞在期間は最長90日です。なお、大学を卒業した後は、「留学」の在留資格が残っていても、3か月が経過すると在留資格取消しの対象となりますので、速やかに帰国してください。

「短期滞在」の在留資格へ変更するには、住居地の出入国在留管理局へ行き、「在留資格変更許可申請」をしてください。詳しくは下記を参照してください。

◆ 出入国在留管理庁 「在留資格変更許可申請」

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-2.html>



○ 在留資格関連以外の必要手続き

卒業後帰国する場合には、在留資格に関する内容の他に、次のような手続きが必要です。

・ 医療保険の解約

国民健康保険は、居住する市区町村役所で解約し、保険証の返還、保険料の清算をしてください。また、「マイナンバー通知カード」または「マイナンバーカード」は、交付された市区町村役所へ返還してください。

・ その他解約手続き

住居契約の解約手続きを行ってください。また、電気・ガス・水道・携帯電話などの解約手続きを行い、料金を精算した上で、銀行口座の解約も行ってください。

(2) 卒業後日本で就職活動を継続する場合

「留学」の在留資格を持つ学生が、卒業後も継続して就職活動を行うことを目的として日本での在留を希望する場合、大学の推薦があれば、就職活動を行うための在留資格（在留期間6か月）への変更申請を行うことができ、認められた場合は更に1回の在留期間の更新（合計で最長1年）申請ができます。詳しくは下記を参照し、出入国在留管理局で申請手続きを行ってください。

◆ 本邦の大学等を卒業した留学生が就職活動を行う場合

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/designatedactivities14.html>

申請するには下記書類（大学発行）も必要です。

① 直前まで在籍していた大学の卒業証書（写し）又は卒業証明書

※ 在留資格期限が卒業式の直後に切れる場合は、卒業見込み証明書を準備し、仮手続きを済ませた



後、卒業後に卒業証明書を提出してください

②直前まで在籍していた大学による継続就職活動についての**推薦状**

本学では、申請者が次の全ての条件を満たすことを確認し、審査の上推薦状を発行します。

○日本語能力試験 N2 または BJT ビジネス日本語能力テスト 400 点以上を取得していること。
(推薦状発行申請時に取得した資格の証明書コピーを提出すること。)

※2024 年度より、日本語能力試験 N1 または BJT ビジネス日本語能力テスト 480 点以上を取得していることが必要になります

○在学中 CDC に進路カードを提出し面談を受けること。以降も CDC の呼び出しに応じること。

○在学中に進路登録で日本での就職の意思を明確にすること。

○在学中に継続して就職活動を行い、3 社以上の企業訪問を実施し、都度 CDC に書面で報告を行っていること (事後の提出は不可)

○在学中に福岡新卒ハローワークまたは福岡県留学生サポートセンターに登録し、同機関が主催する留学生面談会に参加していること。

※2024 年度より、留学生合同企業説明会等に参加していることが必要となります。

○推薦状の発行希望者は、卒業までに推薦状発行申請を行うこと。個人的な事情により申請延期を希望する者は、卒業年の 5 月末 (9 月卒業の場合 11 月末) まで申請を延期することができるが、延期する場合は期限を遵守する旨の誓約書を卒業までに提出すること。

○就職活動を継続するための在留資格の有効期間中は、就職が決まるまでの間、毎月 1 回本学を訪問し、CDC および学生課に就職活動の状況について報告を行うこと。また本学からの、電話などでの連絡が取れる状況にしておくこと。

○6 ヶ月以内に就職することができなかつた場合に備え、帰国のための手段 (航空券) 及び帰国費用が確保されていること。

【卒業後に起業活動を行う場合】

2024 年度より、卒業後に起業活動を行う場合の手続きが追加されます。この場合、卒業後日本で就職活動を継続する場合と同様、大学の推薦状が必要であり、在学中に本学 CDC との面談を受けた上で進路(登録カードを提出し、4 年生の年度初め (4 月) までに、日本での起業の意思表示を明確にする必要があります。また大学の推薦を受けるには、様々な厳しい条件があるため、詳しくは CDC に相談してください。

上記の他、出入国(在留管理庁ホームページを参照してください)。

◆ 「本邦の大学等を卒業して起業活動を行うことを希望する方」

https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/designatedactivities13_1.html

(3) 在学中に日本国内で就職が決まった場合

日本で就職する際には、「技術・人文知識・国際業務」など就労が可能な在留資格に変更する必要があります。出入国在留管理局では、就労を開始する前年の 12 月より (3 月卒業の場合) 変更申請を受付けていますので、内定先企業に相談し、早めに手続きを行ってください。

詳しくは下記を参照してください。

◆ 出入国在留管理庁 在留資格変更許可申請

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-2.html>



(4) 日本の大学院に進学する場合

現在保有している、在留資格「留学」の有効期限が切れる前に、出入国在留管理局へ行き、在留期間の更新を行ってください。詳しくは下記を参照してください。

◆出入国在留管理庁 在留期間更新許可申請

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-3.html>

※本学発行の成績証明書および卒業証明書（または卒業見込み証明書）が必要です。

(5) 9月卒業者などが、在学中または卒業後に就職先が内定し採用までの滞在を希望する場合

在学中に就職先が内定した方や、卒業後の継続就職活動中に就職先が内定した方が、企業に採用されるまでの間日本に滞在することを希望する場合、一定の要件を満たせば、採用時期までの滞在を目的とした「特定活動」の在留資格への変更が認められ、日本に継続して滞在することが可能です。詳しくは下記を参照してください。

◆出入国在留管理庁 大学等の在学中又は卒業後に就職先が内定し採用までの滞在をご希望のみなさまへ

http://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri07_00013.html



ホームページには、手続き及び必要書類、対象及び要件（内定後1年以内であって、かつ、卒業後1年6か月以内に採用されること等）、及び資格外活動について掲載されています。

2. その他

●警察庁 日本国内ではオンラインカジノに接続して賭博を行うことは犯罪です。（資料1）

<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/hoan/onlinecasino/onlinecasino.pdf>

●農林水産省 動物検疫・植物防疫関連 年末年始及び春節期間における動植物検疫の徹底（資料2）

【動物検疫所ウェブサイト】

・輸入動物検疫等に係る FAQ

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/FAQaboutAnimalQuarantine.pdf>

・家畜の伝染性疾病の侵入を防止するために ～海外へ旅行される方へのお願い～

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/mizuguiwa.html>

【植物検疫所ウェブサイト】

・よくあるご質問（海外からの持込み編）

<https://www.maff.go.jp/pps/j/trip/oversea/faq/index.html>

・植物にも検疫が必要です（旅行者 携行品）

<https://www.maff.go.jp/pps/j/trip/keikouhin.html>

・海外から野菜や果物を持ち込む際の規制

<https://www.maff.go.jp/pps/j/search/ikuni/index.html>

オンラインカジノ

日本国内ではオンラインカジノに
接続して賭博を行うことは

犯罪 です!

「知らなかった」では
済まされません!



とほくずい
賭博罪
賭博をした者は、
50万円以下の罰金
又は科料

じょうしゅうとほくずい
常習賭博罪
常習として賭博を
した者は、3年
以下の懲役

詳細は警察庁
ホームページにて



おや？その植物
持ち込み禁止かも!?



輸入検査を受けずに植物類を持ち込んだ場合には、

3年以下の懲役又は300万円※

以下の罰金が科せられます。

※法人が違反した場合**5000万円**以下の**罰金**が科せられます。

農林水産省 植物防疫所



植物防疫所Webサイト

春节 时去国外的旅客，请注意!

肉制品

禁止带入日本

肉製品の日本への持込禁止

如有违法行为，
必处罚三年以下徒刑或
300万日元以下罚款。

輸入検査を受けずに持ち込むと、
3年以下の懲役又は300万円以下の
罰金が科せられます。

禁止入境

详细是Web

农林水产省 动物检疫所
農林水産省 動物検疫所

日本に入国される際には
肉製品の有無を確認するため

荷物の中を
拝見
することがあります

ご理解とご協力
お願い申し上げます

海外から畜産物を違法に持ち込むと、3年以下の懲役又は
300万円以下(法人の場合5,000万円以下)の罰金の対象になります。
畜産物には、加熱調理品、真空パック、免税店で購入したものも含まれます。

農林水産省動物検疫所

○ 手荷物検査への協力ポスター

(日本語)

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/attach/pdf/pamphlet-35.pdf>

(英語)

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/attach/pdf/pamphlet-33.pdf>

○ 「来日するあなたへのお願い」のリーフレット(畜産物及び植物輸入関係)

MAFF
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries**来日するあなたへのお願い****肉製品や果物・野菜等は日本に持ち込めません！**

- ・ **国際郵便でも送れません。母国の家族や知人に国際郵便で肉製品や果物・野菜等を送らないように伝えてください。**

(国際郵便で検査を受けていない肉製品、果物・野菜等を受け取った場合は動物検疫所又は植物防疫所に御連絡ください。)

- ・ 海外で使用した汚れた作業着、作業靴、長靴は持って来ないでください。
- ・ 日本に来る前1週間以内に、海外の家畜に触れないでください。また、日本に来てから1週間は、家畜に触れないでください。



- ・ 海外から日本への肉製品や果物・野菜等の持込みは法律で厳しく制限されています。
- ・ 日本に肉製品や果物・野菜等を違法に持ち込むと重い罰則（3年以下の懲役又は300万円以下（法人の場合は5,000万円以下）の罰金等）の対象になります。
- ・ 悪質な持込みと判断したら警察に通報します。
- ・ 違法な持込みにより、逮捕された人もいます。
- ・ 輸入できない畜産物を持っている場合、入国が認められないことがあります。



農林水産省



動物検疫 植物防疫

○ 「来日するあなたへのお願い」のリーフレット（畜産物及び植物輸入関係）

（日本語）

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-JP.pdf>

（英語）

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-EN.pdf>

（中国、簡体語）

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-CN-S.pdf>

（中国、繁体語）

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-CN-T.pdf>

（韓国語）

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-KR.pdf>